

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

21松地環第1-12号
平成22年(2010年)1月28日

株式会社みすず建設
代表取締役 山崎公郁 様

長野県松本地方事務所長

平成21年12月10日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書（産業廃棄物処分業の変更許可及び産業廃棄物処理施設の変更許可）

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	松本市高宮東3番35号 株式会社みすず建設 代表取締役 山崎公郁	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	安曇野市豊科田沢7881-101、102	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破砕）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	木くず、繊維くず（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	破砕施設（移動式・固定式兼用） 486.4t/日（60.8t/h：8時間稼働）	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	①処理施設の種類 移動式・固定式兼用破砕施設 ②設置場所 安曇野市豊科田沢 7881-101、102 ③破砕する産業廃棄物の種類 木くず、繊維くず及び廃プラスチック類	①処理施設の種類 移動式破砕施設 ②主たる駐機場所 塩尻市大字金井635番1 塩尻市大字金井字楡沢613番1 ③破砕する産業廃棄物の種類 木くず及び廃プラスチック類
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 安曇野市豊科田沢大口沢区の区域 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第2(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ア 安曇野市長 イ 安曇野市豊科田沢大口沢区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ウ イの区域内で農業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 平成22年2月15日(月) 19:00～ (場所) 大口沢公民館	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
----------------	-------------------------------

関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。